

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 8月27日

【会社名】 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社

【英訳名】 Toyo Business Engineering Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 大澤 正典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町 1丁目 8番 1号

【電話番号】 03-3510-1600(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務取締役 業務管理本部長 片山 博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町 1丁目 8番 1号

【電話番号】 03-3510-1600(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 専務取締役 業務管理本部長 片山 博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 549,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社 関西支店  
(大阪府大阪市淀川区西中島 6丁目 1番 1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年8月27日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称および住所は次のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	300,000株	549,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	300,000株	549,000,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,830		100株	平成30年9月11日(火)		平成30年9月11日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
- 4 払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
東洋ビジネスエンジニアリング株式会社 法務総務部	東京都千代田区大手町1丁目8番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
549,000,000	500,000	548,500,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用等です。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先である株式会社図研(以下「図研」という。)との資本業務提携をより強固なものとするとともに、有利子負債の削減を図り、当社の企業価値向上を目指すことを目的としております。

当社は、前年度において、当社の大株主であった株式会社野村総合研究所が、当社との資本業務提携解消に伴い同社が保有していた当社株式を市場に放出することとなったことを受け、市場への影響を考慮し、438,000株(770,442千円)の自己株式取得を実施いたしました。これにより、手元資金が減少し、運転資金の借入が増加いたしました。

差引手取概算額548,500千円の使途につきましては、平成30年9月30日迄に、運転資金のために金融機関から借入れた短期借入金の返済に充当して参ります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	株式会社図研
本店の所在地	神奈川県横浜市都筑区荏田東二丁目25番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第42期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月28日関東財務局長に提出  四半期報告書 事業年度 第43期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月8日関東財務局長に提出

##### (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	840,000株
人事関係		該当事項は有りません。
資金関係		該当事項は有りません。
技術関係		該当事項は有りません。
取引等関係		該当事項は有りません。  なお、図研の子会社(議決権所有割合100%)である株式会社図研プリサイトとの間に、同社製品の仕入取引があります。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係は、平成30年7月31日現在のものです。

##### (3) 割当予定先の選定理由

当社は、製造業向けの基幹業務システム(ERP)の構築・導入サービスを事業の柱とし、関連するシステム製品の開発と販売、およびITソリューションの提供で豊富な実績があります。

図研は、製造業向けの設計・製造支援(CAD/CAM)および製品情報の管理に関するソリューションの提供において豊富な実績があります。

当社が得意とする生産、販売、原価管理などのビジネス関連情報を扱う広い意味での生産管理システムと、図研が得意とする設計支援や製造データ作成などのシステムは、今日の製造業向け情報システムの中で極めて重要な役割を担うIT分野です。製造業の業務を更に効率化、高速化、高度化するには、それらシステムの有機的な連携が必要であると考えられています。

製造業向けのITソリューションで共に豊富な実績とノウハウを持つ両社が、得意技術を組み合わせ、製品設計から生産、販売、原価管理に至る製造業向けシステム分野で、両社のシステム製品の連携機能、新製品と関連サービスの開発を行い、提供価値と業容の拡大を図ることを目的として、当社と図研は、平成26年12月19日付で資本業務提携を締結し、共同で製品開発等を行う合弁会社(株式会社ダイバーシク)を平成27年2月に設立いたしました。本資本業務提携のもと、当社は、平成27年7月より当社の自社開発製品「MCFrame」(現「mcframe」)シリーズに図研グループの製品をOEM製品として加え、「MCFrame PLM」(現「mcframe PLM Visual BOM」)として提供を開始、平成29年2月より設計と製造を双方向につなぐ新製品「MCFrame PLM EM-Bridge」(現「mcframe PLM EM-Bridge」)の提供を開始しております。

当社は、本資本業務提携を強化して「mcframe PLM」製品群の拡充を図ること、自社開発製品「mcframe」シリーズの一つである「mcframe PLM」製品群の拡充を通じて「mcframe」ブランド全体の顧客への訴求力向上を目指すこととし、業務提携の円滑な推進や当社の資金調達目的等を勘案しながら図研と協議のうえ、図研の持株比率を14.0%から19.0%とすることといたしました。

その方法として迅速かつ確実に実施するために自己株式を有効に活用すること、ならびに、調達する資金を、前年度の大株主の持分放出に際し、当社が実施した自己株式取得で増加した借入金の返済に充てることにより、有利子負債を削減し、自己資本比率を従前並み(5割超)に戻し財務基盤の強化を図ることができること、また、この財務基盤の強化により「mcframe PLM」ビジネスに係る製品開発やセールスプロモーションへのリソースの増強につながることから、第三者割当による自己株式処分を行うことが合理的と判断いたしました。

#### (4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 300,000株

#### (5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式について中長期的に保有する方針であることを確認しております。

また、当社は、割当予定先より、払込期日から2年間において、本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定です。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が関東財務局長宛に平成30年8月8日に提出した第43期第1四半期報告書(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)に記載の四半期連結貸借対照表(現金及び預金18,009百万円)および口頭により、割当予定先において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

#### (7) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は割当予定先が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日平成30年7月2日)において、反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載していることを確認いたしました。よって、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年8月24日)の東京証券取引所における当社株式の終値2,022円を基準とし、かかる値から9.5%ディスカウントである1,830円(円未満切上げ)といたしました。

当該処分価額は、上記取締役会決議日(前営業日)の直前1か月間の終値平均2,032円(円未満切上げ)に対しては9.94%のディスカウント、同直前3か月間の終値平均1,989円(円未満切上げ)に対しては7.99%のディスカウント、同直前6か月間の終値平均1,907円(円未満切上げ)に対しては4.04%のディスカウントとなります。

上記取締役会決議日の直前営業日の終値といたしましたのは、算定時に最も近い時点の市場価格が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、処分価額として合理的であると判断したためです。さらに、本自己株式処分により生じる希薄化、および割当予定先との資本業務提携をより強固なものとするにより期待される中長期的な企業価値向上等を総合的に勘案し、割当予定先と協議のうえ、9.5%のディスカウントを行うことを決定いたしました。

当該処分価額は、上記取締役会決議日の直前営業日ならびに直前1か月間、直前3か月間、直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、当社は本自己株式処分が特に有利な価額での発行に該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものです。

また、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ、処分価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、割当予定先に対して割り当てる株式数は300,000株(議決権個数3,000個)であり、平成30年6月30日現在の発行済株式総数(自己株式を含む)6,000,000株の5.0%(平成30年6月30日現在の議決権総数55,608個に対する割合5.39%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分は当社グループの事業基盤強化につながり、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。また、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式について、中長期的に保有する方針であることを確認しており、流通市場への影響は軽微であると考えます。以上により、処分数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社図研	神奈川県横浜市都筑区荏田東2丁目25番1号	840	15.11	1,140	19.45
三谷産業株式会社	石川県金沢市玉川町1番5号	744	13.38	744	12.69
ウイングアーク1st株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	480	8.63	480	8.19
株式会社インテック	富山県富山市牛島新町5番5号	360	6.47	360	6.14
キャノンITソリューションズ株式会社	東京都品川区東品川2丁目4番11号	360	6.47	360	6.14
株式会社テクノスジャパン	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号	180	3.24	180	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	115	2.07	115	1.97
B-EN-G社員持株会	東京都千代田区大手町1丁目8番1号	88	1.58	88	1.50
株式会社アバント	東京都港区港南2丁目15番2号	54	0.97	54	0.92
株式会社テラスカイ	東京都中央区日本橋2丁目11番2号	54	0.97	54	0.92
計		3,275	58.90	3,575	61.01

- (注) 1 平成30年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を、平成30年6月30日現在の総議決権数55,608個に本自己株式処分により増加する議決権数3,000個を加えた58,608個で除して算出しております。
- 3 上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式438,579株(平成30年6月30日現在)は、本自己株式処分後は138,579株となります。ただし、平成30年7月1日以降の単元未満株式の買取りにより変動する可能性があります。
- 4 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第39期有価証券報告書及び第40期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年8月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においても判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 2 臨時報告書の提出について

組込情報である第39期有価証券報告書の提出日(平成30年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年6月28日提出の臨時報告書)

##### 1 提出理由

平成30年6月22日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

###### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額77,860,524円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月25日

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

大澤正典、片山博、羽田雅一、古田英樹、別納成明、中野敦士、清水弘および樋口英雄を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任する。



## 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

丸山龍二、志水直樹および内田直康を監査等委員である取締役に選任する。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

樋口英雄を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合
第1号議案 剰余金の処分の件	46,745	58	0	(注) 1	可決 98.59%
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 8名選任の件					
大澤正典	46,666	138	0	(注) 2	可決 98.42%
片山 博	46,697	107	0		可決 98.49%
羽田雅一	46,699	105	0		可決 98.49%
古田英樹	46,698	106	0		可決 98.49%
別納成明	46,699	105	0		可決 98.49%
中野敦士	46,723	81	0		可決 98.54%
清水 弘	46,632	172	0		可決 98.35%
樋口英雄	46,684	120	0		可決 98.46%
第3号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件					
丸山龍二	46,692	111	0	(注) 2	可決 98.48%
志水直樹	46,656	147	0		可決 98.40%
内田直康	46,642	161	0		可決 98.37%
第4号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任の件					
樋口英雄	46,654	150	0	(注) 2	可決 98.40%

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使の議決権の数と本株主総会当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の合計により、すべての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第1四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月22日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東朋 印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東朋	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月10日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 越 喜 臣 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 朋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。